

地域経済変動対策資金について

新型コロナウイルスの影響により経営に支障をきたしている県内中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、山形県商工業振興資金融資制度「地域経済変動対策資金」の経済変動事象に新型コロナウイルスを指定し、年1.6%(固定)の低利もしくは無利子での融資を受けられます。

【対象者】

- ①新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定される中小企業者
- ②①を満たす中小企業者のうち、新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して30%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業者

※①、②ともに小規模企業者、個人事業主も対象

【利率】

- ①年1.6%(固定)
- ②無利子

【貸付限度額】

5,000万円(一定要件に該当する場合は2億円)

【問合せ先】

山形県産業労働部中小企業振興課内「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」
TEL:023-630-2359 FAX:023-630-3267

山形県緊急経営改善支援金について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県からの企業等の活動の自粛要請に協力する県内事業者に対し、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討に対して支援金を交付します。

【支給対象要件】

次の①及び②を行った、県内に施設等を有する事業者(法人及び個人事業者)

- ①県からの企業等の活動の自粛要請※を受け、令和2年4月25日から同年5月10日までの間、施設等の営業自粛又は夜間営業の自粛
 - ※自粛要請の対象施設
 - ・3密(密閉・密集・密接)が起きやすい業態(飲食店、遊興施設等)
 - ・県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態(宿泊施設、立寄施設等)
- ②新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討

【支給額】

法人は20万円、個人事業者は10万円(事業所を賃借している個人事業者は20万円)

【申請受付期間】

5月11日(月)～6月30日(火)

【問合せ先】

- ・県内商工会、商工会議所
- ・山形県産業労働部商工業政策課 TEL:023-630-3151、2360